

令和8年度

赤碕港沖防波堤灯台ほか1件施設改良改修工事

仕 様 書

第八管区海上保安本部

第 1 章 工事概要

1.1 工事件名	赤碕港沖防波堤灯台ほか 1 件施設改良改修工事
1.2 工事場所	赤碕港沖防波堤灯台　：鳥取県赤碕港（沖防波堤東端） 泊港第三西防波堤灯台：鳥取県東伯郡湯梨浜町 （泊港第三西防波堤外端）
1.3 工事期間	契約締結日の翌日　から　令和 9 年　1 月 1 6 日まで
1.4 工事概要	【赤碕港沖防波堤灯台の部】 灯塔改修・・・1 基、赤色 1 節　仮設工事　　　　　　　　　・・・1 式 2 節　防水改修工事　　　　　　　・・・1 式 3 節　外壁改修工事　　　　　　　・・・1 式 4 節　灯台金物改修工事　　　　　・・・1 式 5 節　建具改修工事　　　　　　　・・・1 式 6 節　その他 【泊港第三西防波堤灯台の部】 灯塔改修・・・1 基、赤色 1 節　仮設工事　　　　　　　　　・・・1 式 2 節　防水改修工事　　　　　　　・・・1 式 3 節　外壁改修工事　　　　　　　・・・1 式 4 節　建具改修工事　　　　　　　・・・1 式 5 節　その他
1.5 管理者等	(a) 管理者 境海上保安部　交通課 〒684-0034 鳥取県境港市昭和町 9－1　境港港湾合同庁舎 電話　0859-42-2534 (b) 発注元 第八管区海上保安本部　交通部整備課 〒624-8686 京都府舞鶴市字下福井 9 0 1　舞鶴港湾合同庁舎 電話　0773-76-4100（内線：2653）
1.6 注意事項	(a)　工事の施工は、監督職員と十分連絡を取りながら実施する。 (b)　工事の施工において仕様等に疑義が生じた場合は、請負者のみの判断によらず、監督職員と協議してその対応を決定する。 (c)　事作業中は、既設灯台及び機器類並びに灯火に影響を及ぼさないよう十分注意して作業を行う。 万一、何らかの障害等を与えた場合は速やかに監督職員に連絡するとともに適切な処置を行う。

第2章 一般共通事項

2.1 適用範囲	(a) 本仕様書、関係法令等に適合するように施工し、該当事項の無いものには適用しない。 (b) 本仕様書に記載の無い事項でも、自然付帯する事項は、請負金額の範囲内で実施する。
2.2 設計図書	設計図書とは、図面及び仕様書(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む)をいう。
2.3 監督職員	監督職員とは、「第八管区海上保安本部長」が任命する職員で、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。
2.4 疑義に対する協議	設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、一方的な解釈や変更をすることなく、監督職員と協議する。
2.5 現場の納まり等 の関係による協議	現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。
2.6 官公署その他 への手続き	工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出、手続き等は速やかに実施し、工事工程に支障を及ぼさないように注意する。
2.7 工事現場の 安全衛生管理	(a) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行う。 (b) 工事現場においては常に整理整頓を行い、危険箇所等の点検を行うなど、事故の防止に努める。 (c) 作業船等が輻輳している区域を航行する場合は、見張りを強化する等して事故防止に努めなければならない。
2.8 災害及び公害 の防止	工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。 なお、第三者に対して損害を与えた場合は、請負者は適正な保障をしなければならない。 (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (2) 公害の防止に努める。 (3) 細心の注意をもってしても、災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。 (4) 気象、海象の変化に注意し、事故の防止に努める。 (5) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。
2.9 臨機の処理	災害又は公害が発生した場合及び発生するおそれのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。
2.10 養生	既存部分、施工済み部分、未使用材料等で、汚染又は損傷のおそれがあるものは、適切な方法で養生及び保護を行う。
2.11 後片付け	工事完成に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。

2.12 実施工程表	工事着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
2.13 施工計画書	工事着工に先立ち、工種別に、材料、工法、品質管理等を具体的に定めた施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。 ただし、施工計画書作成の必要性が少ないものは、監督職員の承諾を受けて省略することができる。
2.14 施工図、現寸図、見本等	施工図、現寸図、見本等は、必要に応じて速やかに提出し、監督職員の承諾を受ける。 ただし、作成の必要性が少ないものは、監督職員の承諾を受けて省略することができる。
2.15 専門工事業者への指示	2.12、2.13 及び 2.14 により作成した図書等は、関係する専門工事業者に周知徹底する。
2.16 材料	(a) 材料は新品とし、監督職員の検査を受けて合格したもの又は 2.18 により使用承諾を受けたものとする。 (b) 設計図書に「JIS(日本産業規格)の規格品」と指示された材料は、JIS マークの表示のあるもの又は JIS の規格証明書の添付されたものとする。 (c) 調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して、承諾を受ける。
2.17 材料搬入の報告	材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ証明となる資料を添えて、監督職員に報告する。 ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて、報告を省略することができる。
2.18 材料の検査	(a) 材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。 ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。 (b) 合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。
2.19 材料の検査に伴う試験等	(a) 試験は、下記の場合に行う。 (1) 設計図書に定められた場合。 (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。 (b) 供試体は、監督職員の承諾を受けて作製する。 (c) 試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場等適切な場所で行い、その場所の決定にあたっては、監督職員の承諾を受ける。 (d) 試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。
2.20 施工	施工は、設計図書並びに 2.12、2.13 及び 2.14 による監督職員の承諾を受けた実施工程表、施工計画書、施工図及び現寸図等に従って行う。
2.21 施工の検査	監督職員の検査は、下記の場合に行う。 ただし、これによることが困難な場合は、別に指示する。

	(1) 設計図書に定められた場合。 (2) 監督職員の指定した工程に達した場合。
2.22 施工の立ち合い	監督職員の立会いは、下記の場合に行う。 (1) 設計図書に定められた場合。 (2) 監督職員が特に指示する場合。
2.23 施工の検査に伴う試験等	(a) 試験は、下記の場合に行う。 (1) 設計図書に定められた場合。 (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。 (b) 供試体の作製及び試験所等は、2.19 による。
2.24 他工事との出会い	他の請負者によって施工される工事との出会いとなる場合、監督職員の指示に従い、関係請負者間において十分協議を行い、相互に円滑な工事の実施に努めなければならない。
2.25 工事報告	工事の進捗、材料の搬入・搬出、船舶・機械の運転日、作業別人員数、気象状況等を記載した報告書を毎週作成し、監督職員に提出する。
2.26 工事写真	(a) 工事着工前から工事完成までに撮影した写真は、施工順にアルバムに整理する 特に、工事完成後、地中に埋設される部分や、外部から確認することができない部分の撮影を忘れないよう十分注意するとともに、被写体の寸法が判明するよう、スケールポール又は箱尺等を同時に撮影する。 (b) 工事写真の仕様は、次による。 ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議する。 (1) 工事写真は、原則デジタル写真とする。 (2) 色彩は、カラーとする。 (3) 有効画素数は、300 万画素以上とする。 (4) 大きさは、1,200×900 ピクセル程度から 2,000×1,500 ピクセル程度とする。 (5) ファイル形式は、JEPG とする。 (c) 工事写真の提出部数及び形式は次による。 (1) 工事写真は原則として、原本及びアルバムを工事完成時に各 1 部提出する。 (2) 原本は、電子媒体（撮影時の JPEG）とする。 (3) アルバムは、監督職員との協議により紙媒体又は電子媒体とする。
2.27 完成写真	(a) 完成写真は、正面・側面等 2～3 方向から撮影する。 (b) 写真の仕様は、2.26(b)による。
2.28 竣工検査	現場代理人は検査に立会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成された場合以外は、検査職員の指示に従い、請負者の負担において適切な措置を講じなければならない。
2.29 官給品等	(a) 本工事において官給品がある場合は、現場代理人又は主任技術者は下記の措置を行う。

	(1) 官給品の引き渡しを受けるにあたり、事前にその旨を管理者へ連絡する。 (2) 官給品の引き渡しを受ける際には現場に立ち会い、「官給品受領書」を監督職員に2部提出する。 (3) 官給品の保管場所、保管方法及び使用状況について指示を受けた場合には、必要な措置を講ずる。 (4) 官給品の使用が終了した際には、「官給品精算書」を監督職員に2部提出して確認を受け、引き渡しを行う。
	(b) 本工事において撤去品が発生した場合は、現場代理人又は主任技術者は下記の措置を行う。 (1) 撤去品の保管場所、保管方法及び保管状況について指示を受けた場合には、必要な措置を講ずる。 (2) 監督職員の指示する場所に運搬し、「撤去品発生通知書」を監督職員に2部提出する。
2.30 発生材の処理	(a) 原則として全て構外に搬出し、関係法令等に従い、請負者の責任において適切に処分する。 (b) 発生材の処分に伴い、適正に処分されたことを証明する産業廃棄物管理票等を監督職員に提出する。 (c) 発生材のうち、売り払い可能な鋼材等のスクラップは、監督職員と協議のうえ、指示された整理・保管方法を取り、調書を添えて監督職員に引き渡す。
2.31 非常の処置	(a) 本工事施工中、当庁の業務に支障をきたしてはならない。 (b) 工事施工のため、やむを得ず業務に支障をおよぼすおそれのある場合は、必ず事前に監督職員に連絡し、その指示を得て施工する。 なお、管理者への連絡は密に行う。
2.32 異常現象への対応	請負者は、施工途中における安全確保のため、異常現象等に対して、下記に示すことなどの必要な措置を講じなければならない。 (a) 天災等に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。 (b) 作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に避難させなければならない。 (c) 異常箇所の点検及び原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、安全に十分注意して行わなければならない。
2.33 事故災害報告	請負者は、工事の施工中に事故災害が発生した場合、直ちに監督職員に通知するほか、遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」を監督職員に提出しなければならない。
2.34 工事を施工しない日等	請負者は、次のとおり工事を施工しない日や時間帯を定め、作業員等の休日等の確保を適正に行う。 (a) 工事を施工しない日は、原則、土曜日及び日曜日とする。 ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議する。 (b) 工事を施工しない時間帯は、原則、平日の午後6時から翌日の午前6時までとする。 ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議する。
2.35 完成図書	工事完成後、次のものをA4ファイルに整理し、完成図書を1部監督職員に提出する。なお、図面・写真等は、電子データでCD-R等の記録媒体に記録して提出する。(電子データは2.36を必ず実施する)

- (a) 工事概要
- (b) 完成図面（竣工図面はA3縮小版とする。電子データ「JW-CAD」を含む。）
- (c) 試験成績書及び所見（材料品質証明、保証書等）
- (d) その他（マニフェスト等）

2.36 その他

電子データ提出にあたっては、ウィルス対策を実施したうえで提出しなければならない。また、ウィルスチェックソフトは、常に最新データに更新しなければならない。

第3章 特記仕様

本仕様書に記載されていない事項や詳細については、下記仕様書等による。

公共建築工事標準仕様書 (建築工事編, 電気設備工事編, 機械設備工事編)	国土交通省大臣官房官庁営繕部
公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編, 電気設備工事編, 機械設備工事編)	国土交通省大臣官房官庁営繕部
土木工事共通仕様書	国土交通省大臣官房官庁営繕部
港湾工事共通仕様書	国土交通省港湾局
建築工事標準仕様書 (J A S S)	日本建築学会

全ての設計図書は、相互に補完する。

赤碕港沖防波堤灯台及び泊港第三西防波堤灯台については、事前調査の結果石綿等含有なし。

石綿含有事前調査の結果に係る資料については官側から貸与する。

両灯台とも沖防波堤に設置されている。

【赤碕港沖防波堤灯台の部】

1 節 仮設工事

3.1.1 工事用電力	構内既存施設は、利用できない。
3.1.2 工事用水	構内既存施設は、利用できない。
3.1.3 現場事務所	監督職員事務所は、設けない。
3.1.4 足場その他	(a) 足場、栈橋、仮囲い等は、関係法令に従い適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。 (b) 外部足場は枠組本足場を標準とする。 (c) 足場を設ける場合には「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省 H21.04 策定)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により行い、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時全ての作業床について、手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。
3.1.5 飛散防止等	必要に応じて、適切な発生材等の飛散防止の養生及び安全対策等の措置を講じ、発生材の海中転落には十分注意を払う。
3.1.6 発生材の処分	2.30 発生材の処理による。
3.1.7 養生	灯塔内には精密機器等が設置されているため、塵あい等が発生する工程の際は、ビニールシート等による養生を行う。
3.1.8 清掃後片付け	資材及び撤去材などが落下しないように、工事期間中は資材等の整理整頓に努め、工事完了に際しては工事箇所の清掃後片付けを行う。

2 節 防水改修工事

3.2.1 既設防水モルタル	(a) 既設防水モルタルを構造体コンクリートに損傷を与えないように躯体
----------------	-------------------------------------

タル塗りの撤去

体表面まで撤去する。

(b) モルタルを撤去後に露出したコンクリートの表面のひび割れ等を確認し、監督職員に報告する

(c) (b)で確認したコンクリートの表面のひび割れ部の改修工法について、監督職員と協議する。

3.2.2 防水下地

モルタル塗り

(a) モルタルの塗り回数、塗り厚及び仕上げは、次表による。

施工箇所	塗り回数（回）	塗り厚(mm)	仕上げ
防水下地	1	水下30 水上50	金ごて仕上げ

(b) モルタル塗り養生後、打診検査を実施する。

3.2.3 塗膜防水

(a) ウレタンゴム系塗膜防水とし、種別はX－2（密着工法）とする。

(b) 仕上げ塗料塗りは、ふっ素樹脂系で防滑仕様とする。

(c) 施工は、主材料の製造所の仕様による。

(d) 使用する材料は、あらかじめカタログ等を監督職員に提出して承諾を得る。

3.2.4 シーリング

打設及び打替え

(a) 既設シーリング材の除去は、目地被着体に沿ってカッター等で切込みを入れ、可能な限り除去し、バフ掛け、サンダー掛け又は清掃用溶剤により清掃を行う。

(b) 目地部の軽微な欠損部は、ポリマーセメントモルタル等で補修する。

(c) 再充填するシーリング材の種類及び施工箇所は、次表による。

施工箇所	種類
建具・金物周囲	MS－2（変性シリコン系）
タイルとコンクリート・モルタルの取り合い部	PS－2（ポリサルファイド系）

(d) シーリングの目地寸法は、既存目地寸法によるものとし、新たに設ける場合は幅 10mm、深さ 10mm とする。

(e) 使用する材料は、あらかじめカタログ等を監督職員に提出して承諾を得る。

3 節 外壁改修工事

3.3.1 既設タイル張り及び下地モルタル塗り撤去	(a) タイル及び下地モルタルを構造体コンクリートに損傷を与えないように表面まで撤去する。 (b) タイル等を撤去後に露出したコンクリートの表面のひび割れ等を確認し、監督職員に報告する。 (c) (b)で確認したコンクリートの表面のひび割れ部の改修工法について、監督職員と協議する。 (d) 鉄筋が露出しているなど軽微な場合は、錆落としを行い防錆塗料を塗布して次の工程に進む。
3.3.2 タイル下地	(a) モルタルの塗り回数、塗り厚及び仕上げは、次表による。

モルタル塗替え

施工箇所	塗り回数（回）	塗り厚（mm）	仕上げ
タイル下地	3	19	木ごて仕上げ

(b) モルタル塗り養生後、打診検査を実施する。

3.3.3 外壁モザイク タイル張替え

- (a) タイル張りは、接着剤張り工法とする。
- (b) 使用するモザイクタイル（25×25mm）は、JIS A5209（陶磁器質タイル）の規格品で、施釉したものとする。また、タイルの色は、赤色（マンセル値 7.5R4/14）とする。
- (c) 外装タイル接着剤張りの接着剤は、JIS A 5557（外装タイル張り用有機系接着剤）に基づく一液反応硬化形の変性シリコーン樹脂系とする。
- (d) タイル目地材は、白色セメントに顔料（5%）を練り混ぜたものとする。〔顔料：マイン赤（ヤブ原）〕。
- (e) 使用する材料、事前に監督職員にカタログ等を提出し承諾を受ける。
- (f) モザイクタイルは、次表のメーカーの製品を標準とし、その他メーカーの製品を使用する場合は、試験成績書等を監督職員に提出して承諾を得る。

取り扱いメーカー	業者名：（株）サンワ 所在地：岐阜県多治見市旭ヶ丘9丁目4-3 電 話：0572-27-3355（代表）
----------	--

3.3.4 各所モルタル 塗替え

(a) モルタル塗り回数、塗り厚及び仕上げは次表による。

施工箇所	塗り回数（回）	塗り厚（mm）	仕上げ
踊場裏モルタル	3	12	金ごて仕上げ
庇裏モルタル			

(b) モルタル塗り養生後、打診検査を実施する。

3.3.5 外壁モザイク タイル張付け

- (a) 3.3.3 の記載に準ずる。
- (b) 灯塔のタイル欠損部については、タイルのみ貼付ける。

4 節 灯台金物改修工事

3.4.1 ノンスリップ 取付け

- (a) ノンスリップ（アンカー部含む）の材質は、全てステンレス（SUS304）とする。
- (b) 取付けは、あと施工アンカー（金属拡張タイプ）等で躯体に固定し、隙間にモルタル（1：3）を詰める

5 節 建具改修工事

3.5.1 防水扉 パッキン取替え

- (a) 使用するパッキンはクロロプレンゴム製中空とし、断面寸法は図示のとおりとする。
- (b) 取付けは、扉本体側の取付溝にゴム用接着剤を使用して貼り付ける。
- (c) パッキンは、次表の取り扱いメーカー又は同等品とする。

取り扱いメーカー	業者名：セナーアンドバーンズ(株) 所在地：東京都大田区羽田空港 1 - 6 - 6 電 話：03-5708-7300
----------	---

6 節 その他

- | | |
|-------------------|--|
| 3.6.1 使用船舶
機械等 | (a) 使用する船舶及び機械は、第 2 章 2.13 の「施工計画書」において使用船舶機械等及び安全性能を明記し、監督職員の承諾を得る。
(c) 工事の履行に際し、海上運送が必要となる場合は、不定期航路事業で使用する船舶又は商法第 704 条に基づく定期傭船契約した船舶等を利用して監督職員、検査職員等を運送するものとする。（「船舶等」の「等」に自社船を含め、「検査職員等」の「等」に検査立会いや海上保安庁職員を含める。） |
| 3.6.2 注意事項等 | (a) 工事作業中は、灯台の機器類及び灯火に影響を及ぼさないように充分注意し、万一何らかの障害等を与えた場合は、速やかに関係事務所等へ連絡し、適切な処理を行う。
(b) 本節の事項は、当該工事のほかの標識に適用する。 |

【泊港第三西防波堤灯台の部】

1 節 仮設工事

- | | |
|--------------|---------------------------|
| 3.1.1 工事用電力 | 【赤碕港沖防波堤灯台の部】 1 節の記載に準ずる。 |
| 3.1.2 工事用水 | 【赤碕港沖防波堤灯台の部】 1 節の記載に準ずる。 |
| 3.1.3 現場事務所 | 【赤碕港沖防波堤灯台の部】 1 節の記載に準ずる。 |
| 3.1.4 足場その他 | 【赤碕港沖防波堤灯台の部】 1 節の記載に準ずる。 |
| 3.1.5 飛散防止等 | 【赤碕港沖防波堤灯台の部】 1 節の記載に準ずる。 |
| 3.1.6 発生材の処分 | 【赤碕港沖防波堤灯台の部】 1 節の記載に準ずる。 |
| 3.1.7 養生 | 【赤碕港沖防波堤灯台の部】 1 節の記載に準ずる。 |
| 3.1.8 清掃後片付け | 【赤碕港沖防波堤灯台の部】 1 節の記載に準ずる。 |

2 節 防水改修工事

- | | |
|-------------------|--|
| 3.2.1 既設防水層
撤去 | 既設防水層（塗膜防水 X - 2）を既存下地モルタルに損傷を与えないように撤去する。 |
| 3.2.2 下地処理 | (a) 既存下地に付着している防水層残存物等のケレン及び清掃を行う。
(b) 既存下地の欠損部・ぜい弱部は、ポリマーセメントモルタルで平滑に補修する。 |

3.2.3 塗膜防水	【赤碕港沖防波堤灯台の部】 2 節 3.2.3 の記載に準ずる。
3.2.4 シーリング 打設及び打替え	【赤碕港沖防波堤灯台の部】 2 節 3.2.4 の記載に準ずる。

3 節 外壁改修工事

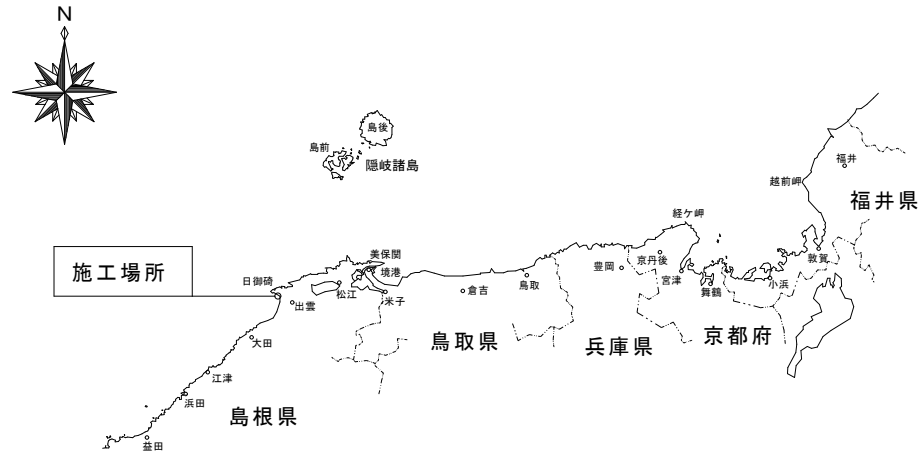
3.3.1 既設一部タイル張り及び下地モルタル塗り撤去	【赤碕港沖防波堤灯台の部】 3 節 3.3.1 の記載に準ずる。 管制器室正面外壁及び管制器室両側面の一部については、タイル及び下地モルタルを構造体コンクリートに損傷を与えないように表面まで撤去する。
3.3.2 既設一部タイル下地モルタル塗替え	【赤碕港沖防波堤灯台の部】 3 節 3.3.2 の記載に準ずる。
3.3.3 外壁モザイクタイル一部張替え	【赤碕港沖防波堤灯台の部】 3 節 3.3.3 の記載に準ずる。 踊場及び管制器室屋根のタイル欠損部については、タイルのみ貼付ける。
3.3.4 外壁モザイクタイル一部清掃	管制器室側面外壁の一部にテープ等のはがし跡があるため、スクレッパー等により剥がし取り、水洗い清掃を行う。

4 節 建具改修工事

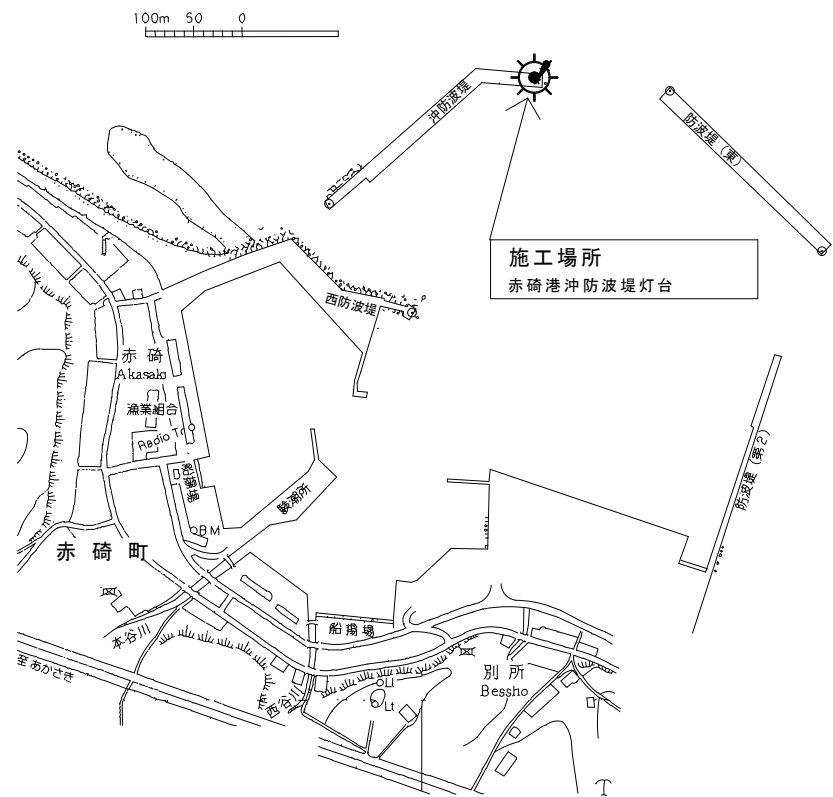
3.4.1 防水扉パッキン取替え	【赤碕港沖防波堤灯台の部】 5 節 3.5.1 の記載に準ずる。
------------------	----------------------------------

5 節 その他

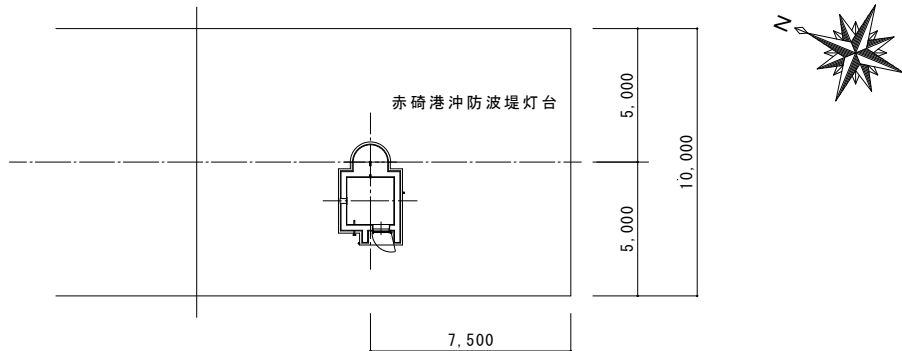
3.5.1 使用船舶機械等	【赤碕港沖防波堤灯台の部】 6 節 3.6.1 の記載に準ずる。
3.5.2 注意事項等	【赤碕港沖防波堤灯台の部】 6 節 3.6.2 の記載に準ずる。



位置図 S=1/3,000,000

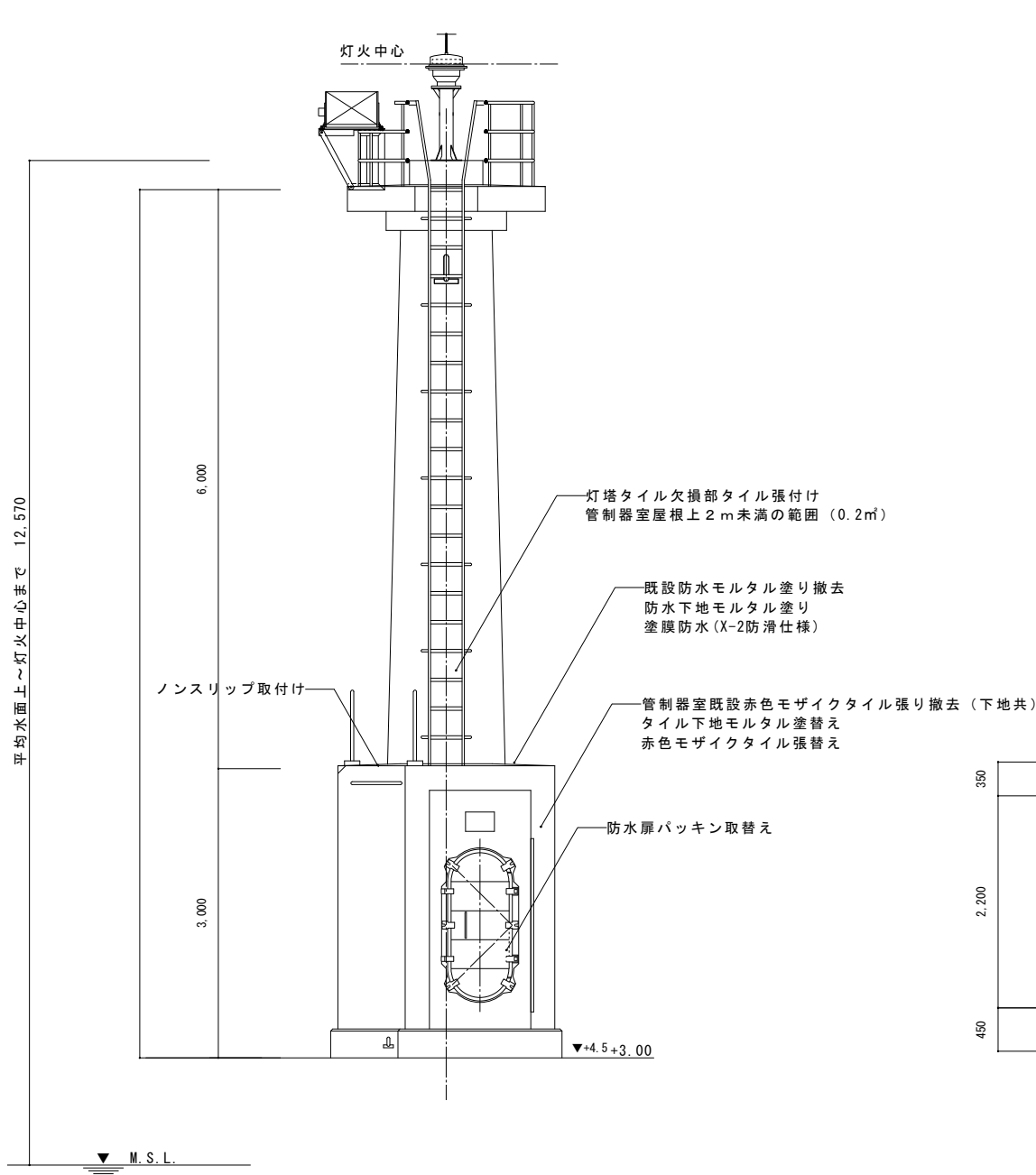


案内図 (港湾平面図) S=1/5,000

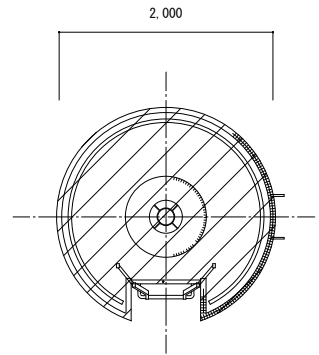


堤頭部平面図 S=1/200

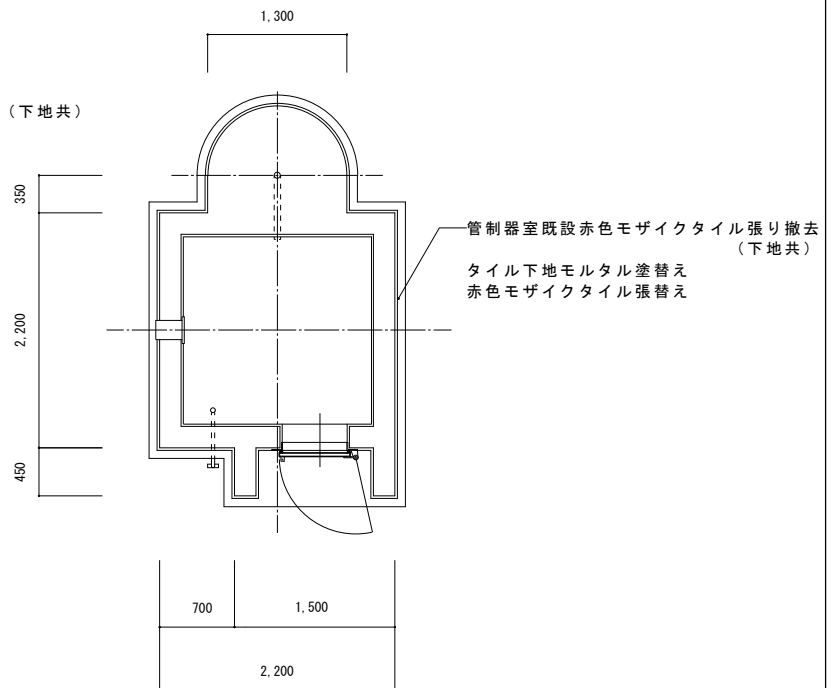
工 事 概 要 図



立面図 S=1/50



踊場平面図 S=1/50



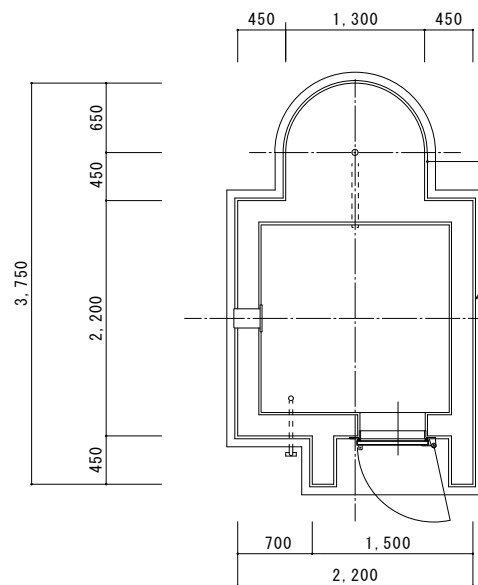
平面図 S=1/50

工事概要

- | | | | |
|----------|--------|------------|--------|
| 1 仮設工事 | ・・・1 式 | 2 防水改修工事 | ・・・1 式 |
| 3 外壁改修工事 | ・・・1 式 | 4 灯台金物改修工事 | ・・・1 式 |
| 5 建具改修工事 | ・・・1 式 | | |

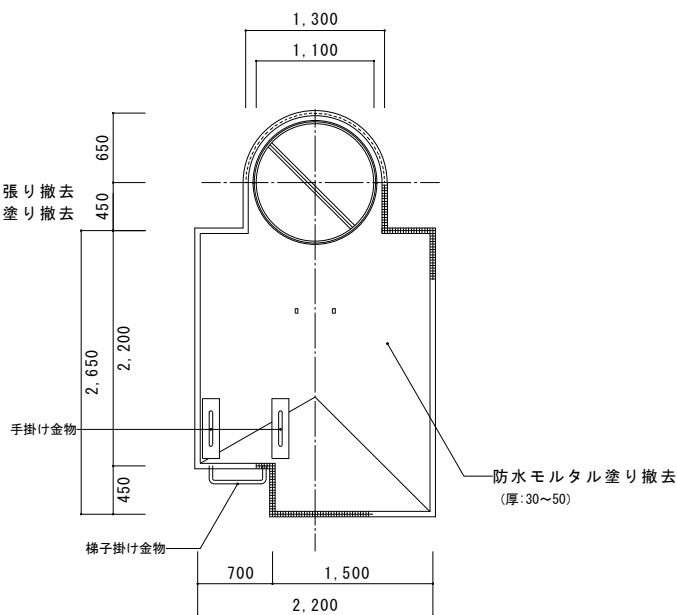
件 名	赤碓港沖波堤灯台ほか 1 件施設改良改修工事 (赤碓港沖波堤灯台)			
図面名称	位置図、案内図(港湾平面図)、堤頭部平面図 工事概要図 工事概要			
縮 尺	図 示	設 計 kawahara	設計年月日 図 面 番 号	令和 8 年 8 月 1 4
第八管区海上保安本部 交通部整備課				

現 況 図

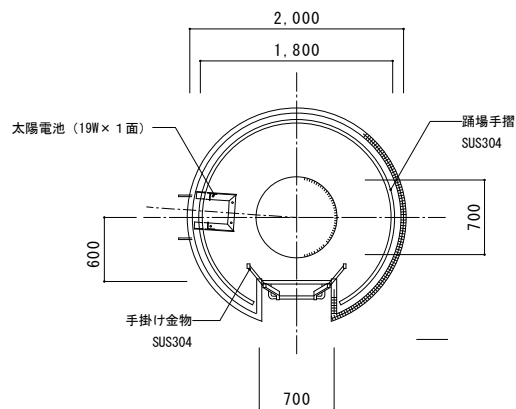


平面図 S=1/50

赤色モザイクタイル張り撤去
タイル下地モルタル塗り撤去



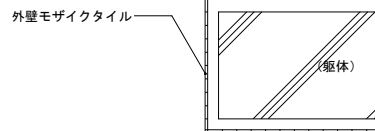
屋根平面図 S=1/50



踊場平面図 S=1/50

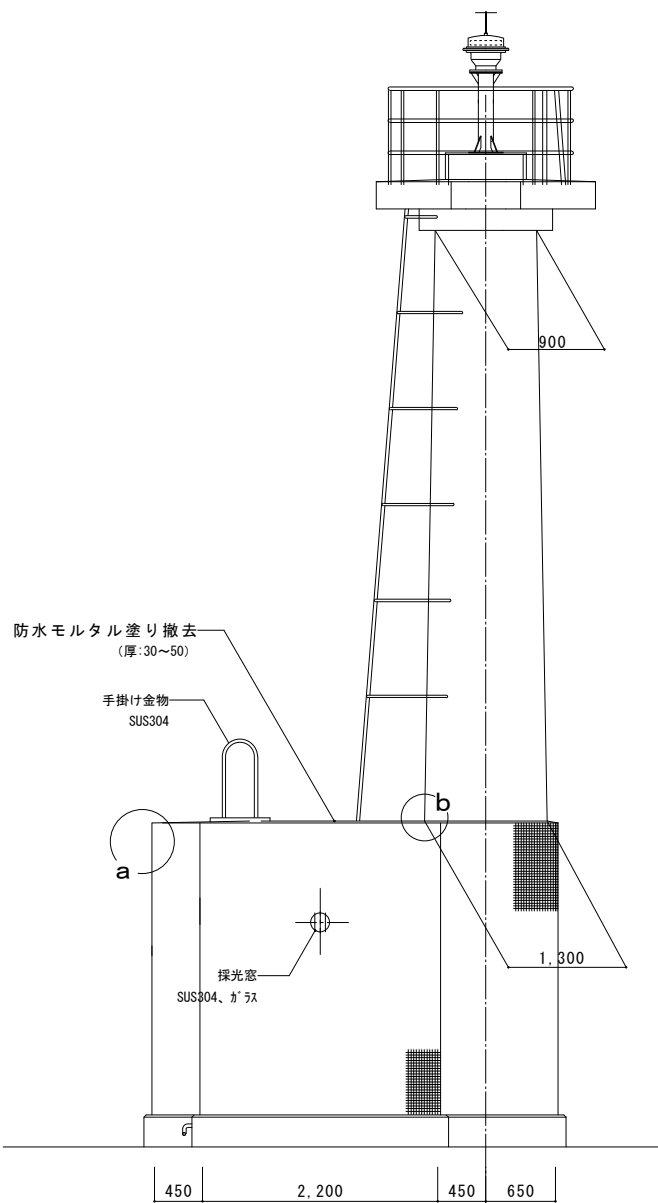
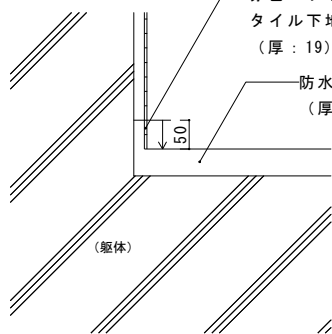
a 詳細図 S=1/10

防水モルタル下地調整
(厚: 水上50水下30)



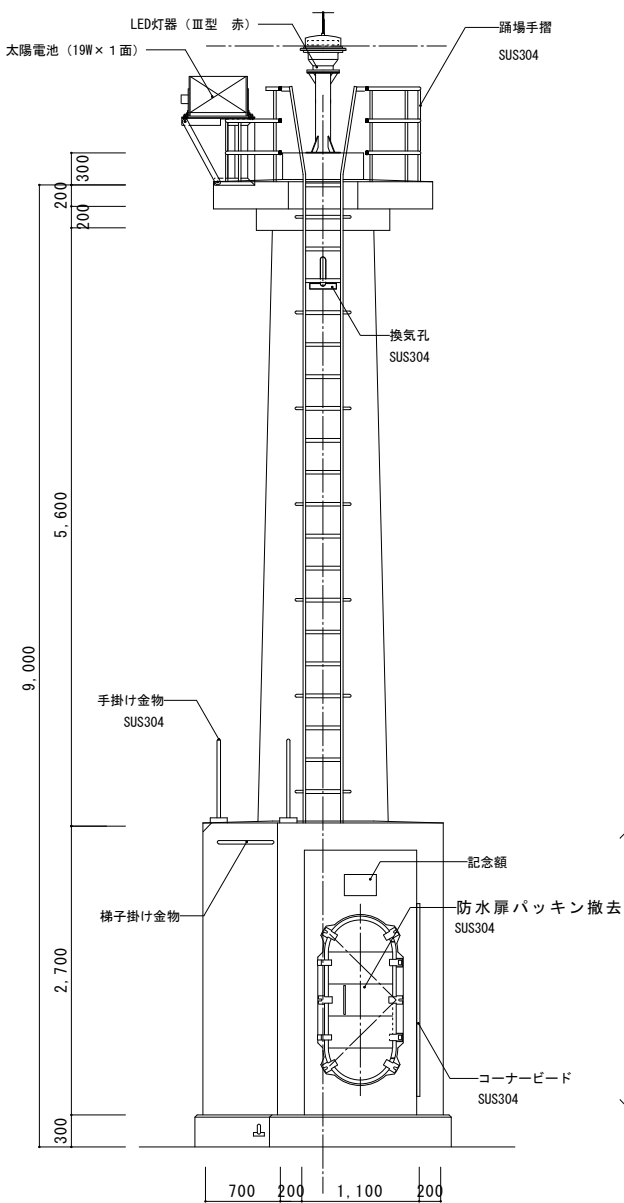
b 詳細図 S=1/10

赤色モザイクタイル張り撤去 (2枚分)
タイル下地モルタル塗り撤去 (50mm)
(厚: 19)
防水モルタル塗り撤去
(厚: 水上50水下30)

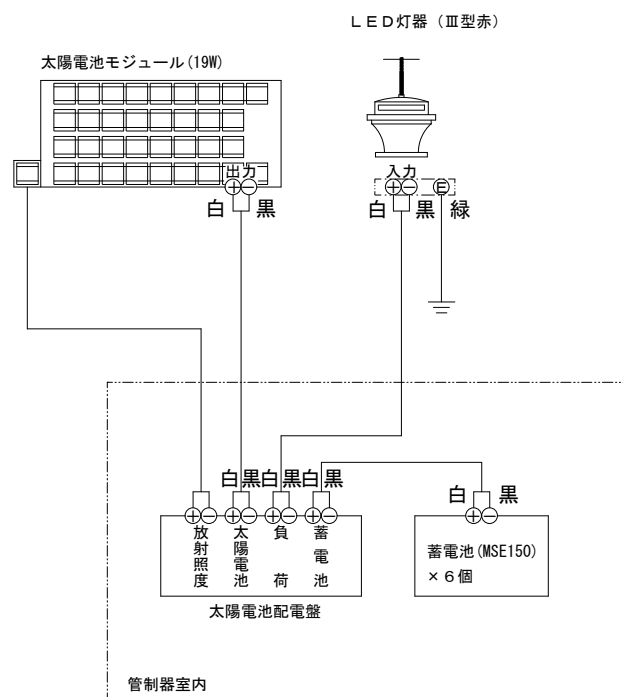


側面立面図 S=1/50

管制器室外壁
赤色モザイクタイル張り撤去
(下地モルタル共 (厚:19))



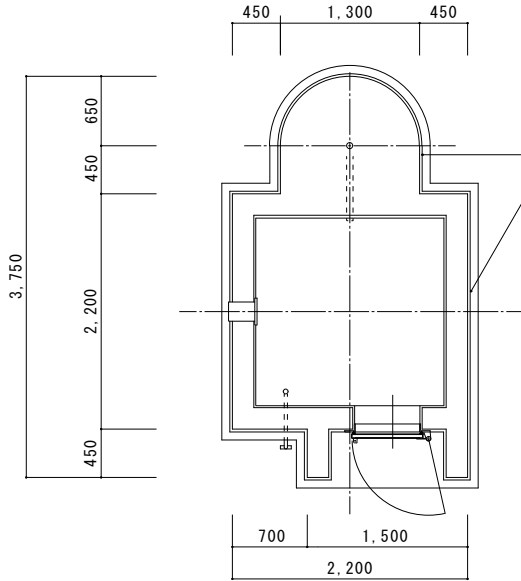
正面立面図 S=1/50



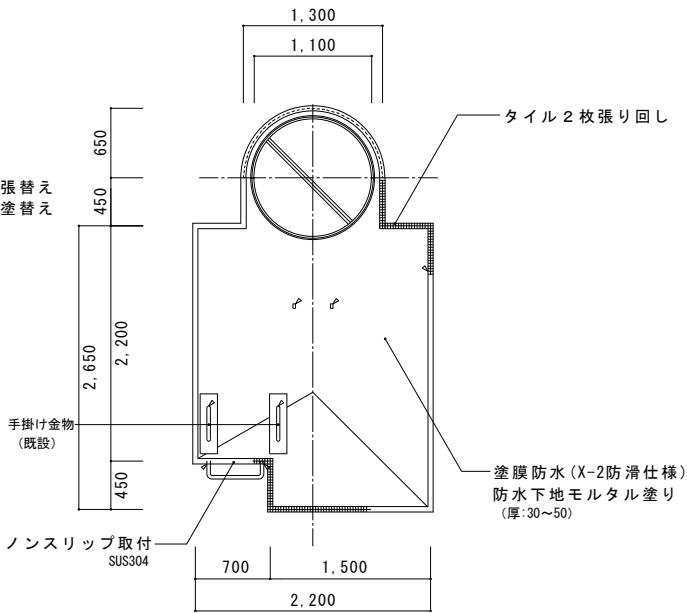
配線系統図

件 名	赤碓港沖防波堤灯台ほか 1 件施設改良改修工事 (赤碓港沖防波堤灯台)		
図面名称	現況図 平面図 立面図 詳細図 配線図		
縮 尺	図 示	設 計	設計年月日
		Kawahara	令和 8 年 8 月
		図面番号	2 4
 第八管区海上保安本部 交通部整備課			

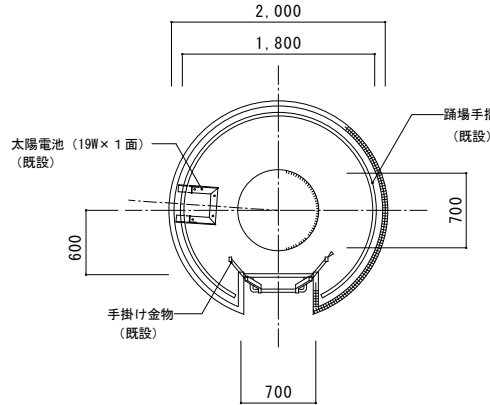
改 修 図



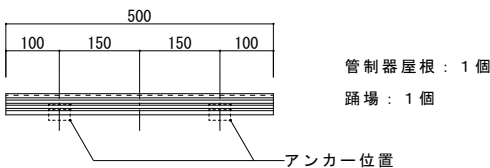
平面図 S=1/50



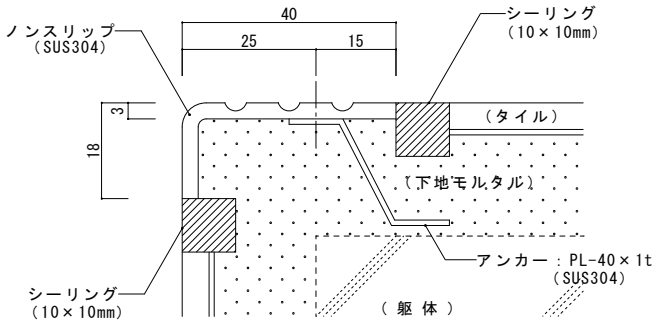
屋根平面図 S=1/50



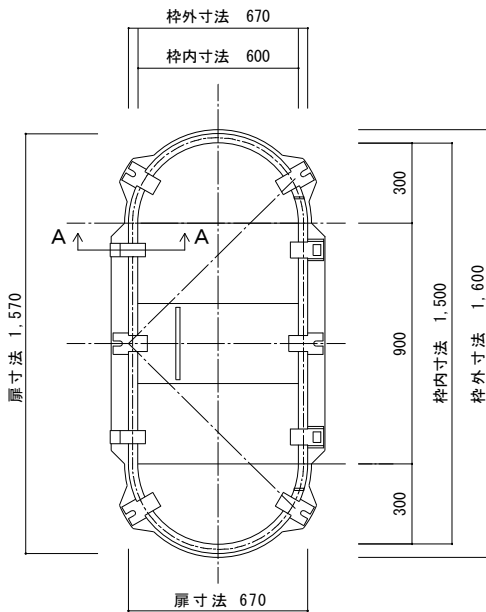
踊場平面図 S=1/50



ノンスリップ姿図 S=1/10



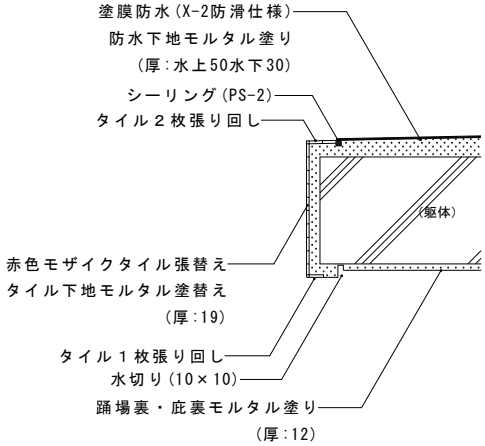
ノンスリップ取付図 S=1/1



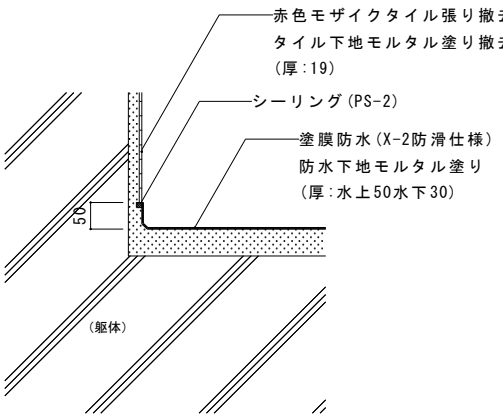
既存パッキン撤去の上、調達したパッキンを接着剤を使用し取付ける
パッキンは、クロロブレンゴム製とする

アルミ防水扉姿図 S=1/20

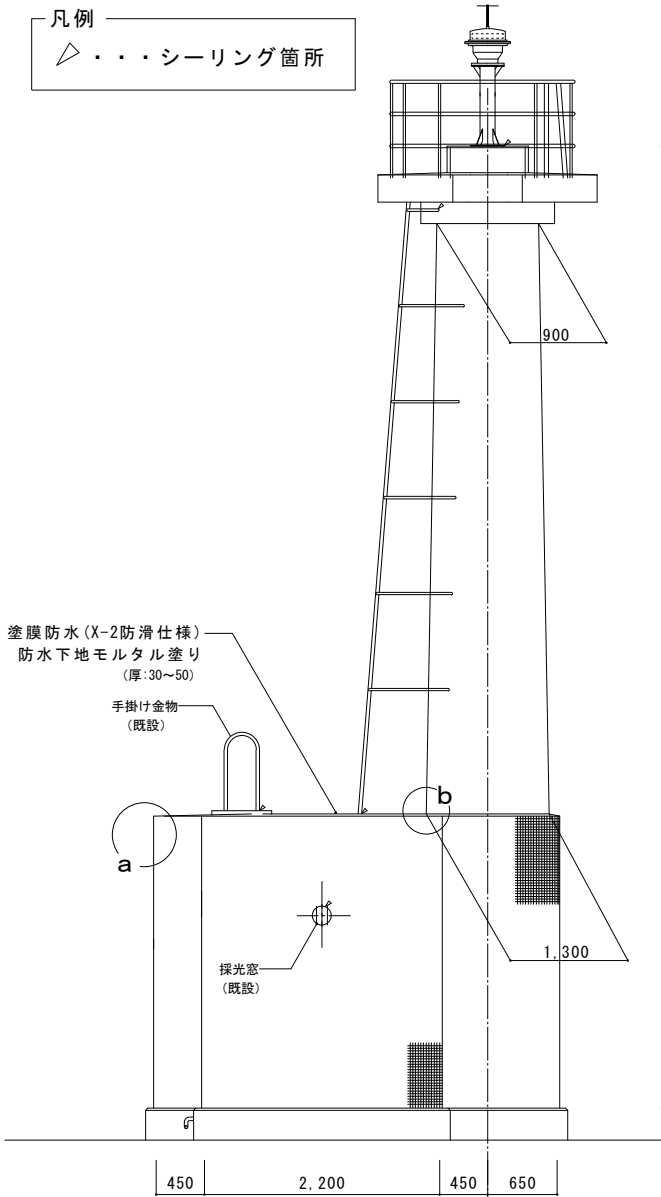
a 詳細図 S=1/10



b 詳細図 S=1/10

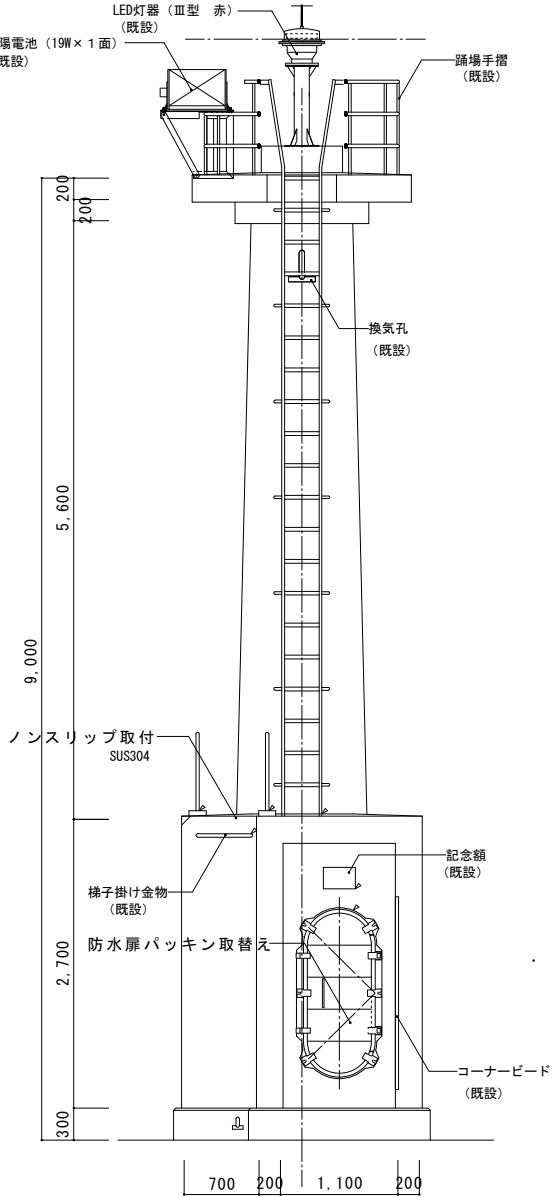


凡例
△・・・シーリング箇所



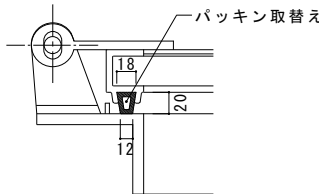
側面立面図 S=1/50

管制器室外壁
灯塔タイル欠損部
赤色モザイクタイル張替え
(下地モルタル塗(厚:19))
管制器室上2m未満
(0.2㎡)



正面立面図 S=1/50

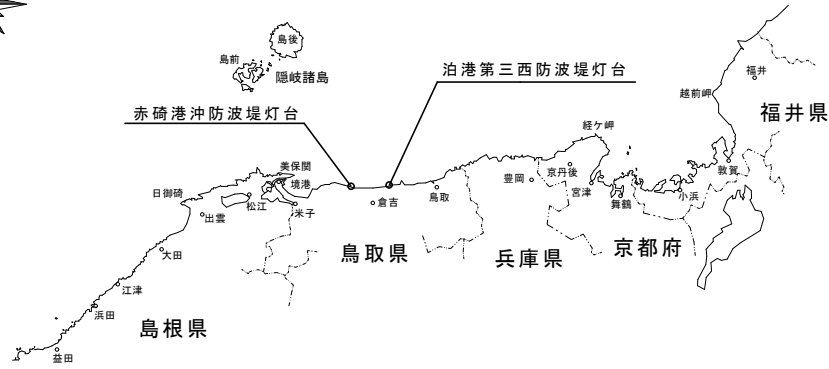
管制器室外壁
灯塔タイル欠損部
赤色モザイクタイル張替え
(下地モルタル塗(厚:19))
管制器室上2m未満
(0.2㎡)



A-A 断面

パッキン取付図 S=1/5

件 名	赤碓港沖防波堤灯台ほか 1 件施設改良改修工事 (赤碓港沖防波堤灯台)			
図面名称	改修図			
縮 尺	図 示	設 計 Kawahara	設計年月日 図面番号	令和8年8月 3 4
第八管区海上保安本部 交通部整備課				

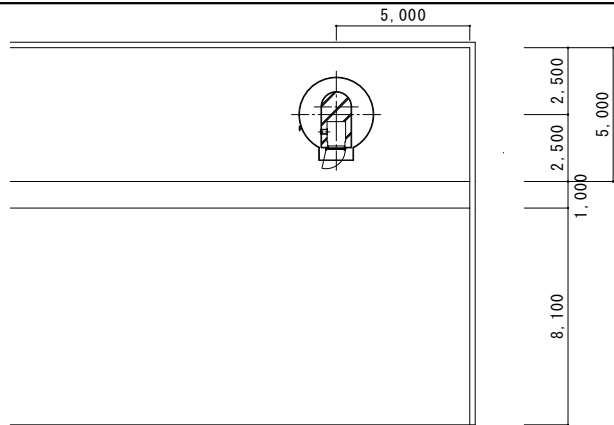


位置図 S=1/3,000,000



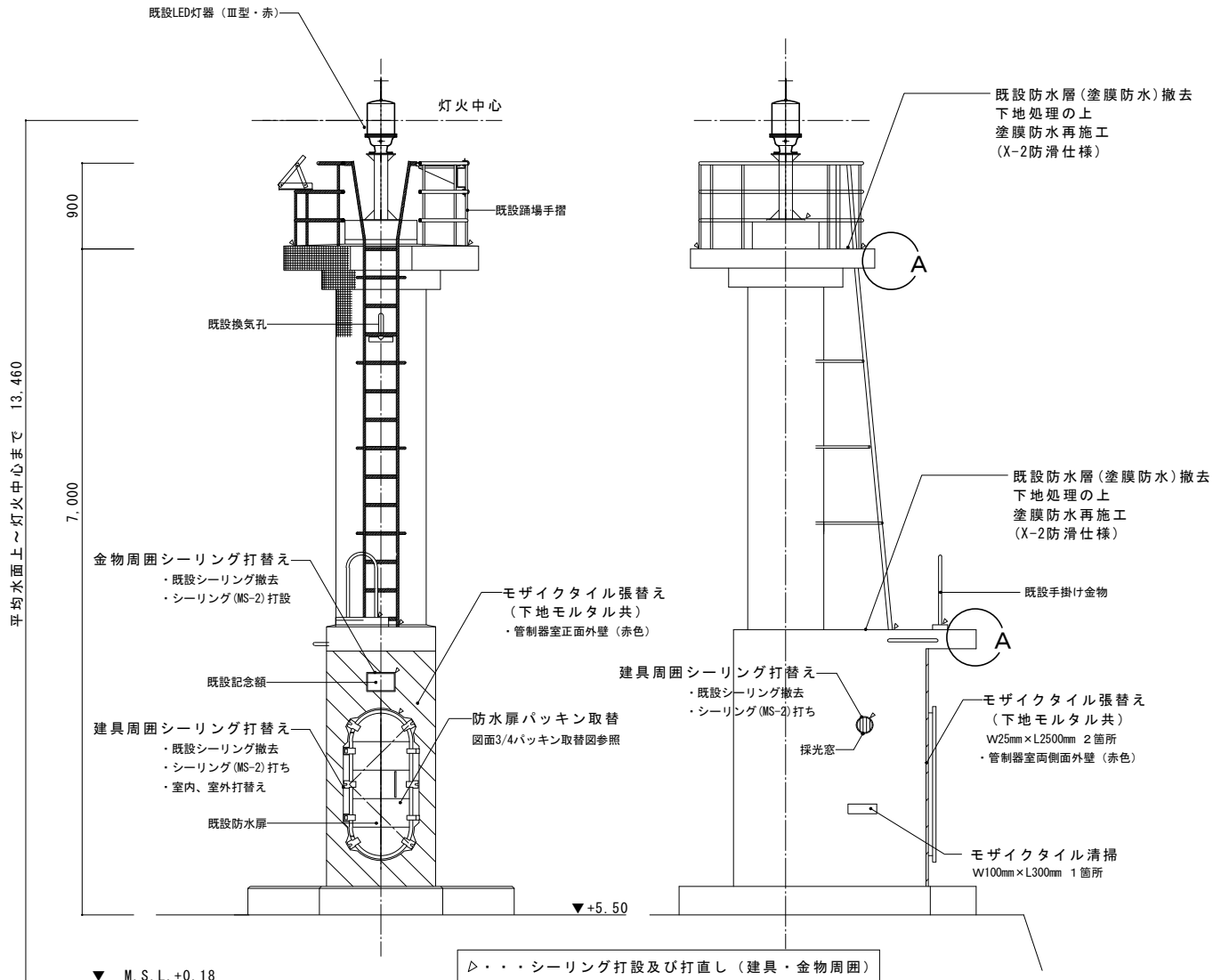
出典：海洋状況表示システム
(<https://www.msil.go.jp/portal/apps/sites/#/msil-o-top>)を加工して作成

案内図（港湾平面図）



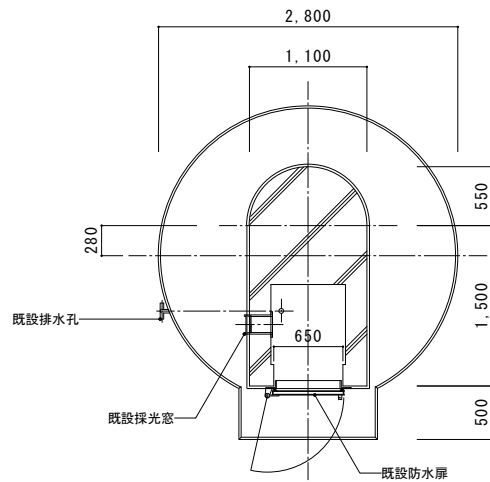
堤頭部平面図 S=1/200

改修図

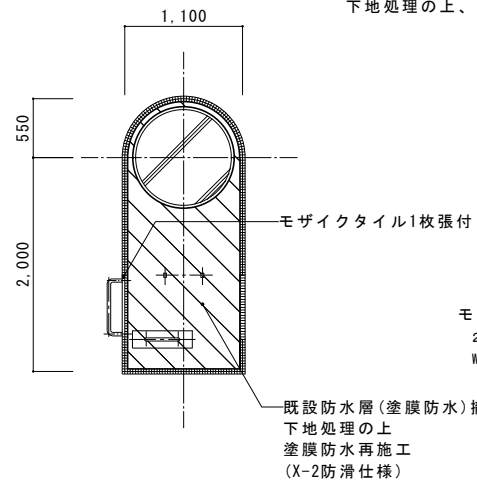


立面図 S=1/50

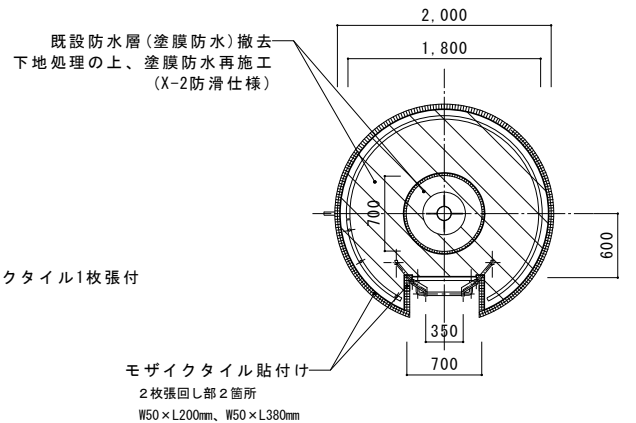
側立面図 S=1/50



平面図 S=1/50

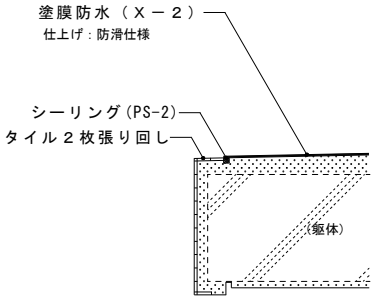


屋根平面図 S=1/50



踊場平面図 S=1/50

A 詳細図 S=1/10



工事概要

- | | | |
|---|--------|-------|
| 1 | 仮設工事 | ・・・1式 |
| 2 | 防水改修工事 | ・・・1式 |
| 3 | 外壁改修工事 | ・・・1式 |
| 4 | 建具改修工事 | ・・・1式 |

件名	赤碓港沖防波堤灯台ほか1件施設改良改修工事 (泊港第三西防波堤灯台)			
図面名称	位置図	案内図(港湾平面図)	工事概要	改修図 詳細図
縮尺	図示	設計 kawahara	設計年月日 令和8年8月	令和8年8月
		図面番号	4	4
第八管区海上保安本部 交通部整備課				